

第22回 定時株主総会 招集ご通知



決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である
取締役を除く)6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役
1名選任の件

議決権行使期限

インターネット

2021年6月22日(火曜日)午後6時送信まで

書面(郵送)

2021年6月22日(火曜日)午後6時到着まで

ネットイヤーグループ株式会社

新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大を避けるため、皆様の健康状態にかかわらず、本総会の当日は会場にご来場せず、書面又はインターネットによる議決権行使を行うことを強くお願い申し上げます。(議決権行使の方法については3ページをご覧ください)

当日ご来場いただいた場合でも入場をお断りすることがございます。

本総会においては、開催時間を短縮する観点から報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明の割愛並びに質疑の制限を行う予定です。別紙にてご案内するオンライン事業説明会をご活用ください。

本総会の運営につき、大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせさせていただきます。

<https://www.netyear.net/ir/>

**ビジネスの未来をデジタルで創る、
ビジネスの未来をユーザーと創る。**

ユーザーエクスペリエンスからすべてが始まる。

株主の皆様へ

証券コード 3622

2021年6月1日

東京都中央区銀座二丁目15番2号
ネットイヤーグループ株式会社
代表取締役社長 石黒 不二代

第22回 定時株主総会招集ご通知

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当日のご来場はお控えいただき、次ページ記載の郵送又はインターネットを用いた事前の議決権行使によって議決権を行使することを強くお願い申し上げます。

1.日 時 2021年6月23日(水曜日) 午前10時

2.場 所 東京都中央区銀座二丁目15番2号 (東急銀座二丁目ビル)

ネットイヤーグループ株式会社 地下1階 セミナールーム

※ご来場される場合、検温、マスク着用、消毒、座席の指定、飲食の禁止等の感染防止対策へのご協力をお願いします。

※37.5度以上の体温が確認された方や感染防止対策にご協力いただけない株主様につきましては、入場をお断り、又は退場を命ずる場合がございますので予め御了承願います。

3.目的事項

報告事項

- 1) 第22期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2) 第22期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件
(5頁をご参照ください)
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
(12頁をご参照ください)

以上

本招集通知の内容は、早期に情報を提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイトに掲載いたしました。株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://www.netyear.net/ir/>)に掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議決権行使のご案内

当社株主総会における議決権行使には次の方法がございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当日のご来場はお控えいただき、郵送又はインターネットによる議決権行使を強くお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様

総会受付に提出

ご来場時に、同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出してください。

株主総会にご出席されない株主様

郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入の上、郵送してください。

行使期限

2021年6月22日(火曜日)

午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使

次ページ記載の「インターネットによる議決権行使について」に従い、議決権を行使してください。

行使期限

2021年6月22日(火曜日)

午後6時送信分まで

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

パソコンをご利用の方

議決権行使ウェブサイトアドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net/>

インターネットによる議決権行使は、**2021年6月22日（火曜日）午後6時まで**となっております。お早めの行使をお願いいたします。

- (1) インターネット接続料金、パケット通信料その他料金等は、株主様のご負担となります。
- (2) パソコンやスマートフォンのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- (3) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (4) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (5) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- (6) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031（受付時間 午前9:00～午後9:00）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名全員が任期満了となります。つきましては、次のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものです。

当社は、2022年中期ビジョンである「人の体験を劇的に変革することでビジネスと社会をデザインする会社」の達成に向け、「顧客体験(CX)デザイン力の強化」「事業収益性向上」「成長領域への投資」の三点を重点領域とし取り組みを行っております。これらの取り組みをさらに加速させるために、業務執行体制の中核として、佐々木裕彦氏と林田敏之氏の2名を代表権のある取締役候補者としてといたしました。

候補者 番号	氏名	本総会後における役職及び担当（予定）		
1	佐々木 裕彦	代表取締役社長	新任	
2	林田 敏之	代表取締役副社長	再任	
3	石黒 不二代	取締役	再任	
4	望月 修一	取締役	新任	非執行
5	内山 尚幸	取締役	再任	非執行
6	川田 篤	社外取締役	再任	非執行 社外独立

候補者番号 1 佐々木 裕彦 (1970年2月1日生)

新任

略歴、当社における地位および担当

- 1997年10月 米国法人 Netyear Group, Inc.創業に参画
- 2000年2月 当社転籍
- 2003年8月 当社取締役 SIPS事業部長
- 2009年1月 株式会社トライバルメディアハウス取締役
- 2013年9月 株式会社日本技芸 (現rakumo(株))取締役
- 2014年4月 当社デジタルマーケティング事業本部長
- 2015年4月 当社オムニチャンネルクラウド事業部長
- 2016年10月 当社デジタルビジネス事業本部長
- 2019年6月 当社執行役員 デジタルビジネス事業本部長 (現任)

(重要な兼職)

なし

選任理由

佐々木氏は、デジタルマーケティング分野における深い知識と経験を持ち、当社前身であるNetyear Group, Inc.創業に参画以来、当社グループの中核的存在として、当社及びグループ会社の経営及び事業を牽引してまいりました。これらの経験及び知見を活かし、今後の変革を加速する新たな経営組織のリーダーとして最適な人材であると判断し、新任の取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏が取締役に選任された場合、取締役会において代表取締役社長に選定される予定です。

所有する当社株式数 170,500株

取締役会出席回数 -

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号 2 ^{はやし} ^だ ^{とし} ^{ゆき} 林田 敏之 (1966年12月10日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

- 1990年4月 エヌ・ティ・ティ・データ通信
株式会社（現株式会社エヌ・ティ・
ティ・データ）入社
- 2008年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・
データ・テラノス 代表取締役社長
- 2013年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
第三法人事業本部 交通・流通
ビジネスユニット第一統括部長
- 2015年7月 同ITサービス・ペイメント事業本部
交通・流通事業部 第三統括部長
- 2016年7月 同ITサービス・ペイメント事業本部
ライフデジタル事業部長
- 2019年6月 当社代表取締役副社長 COO（現任）
（重要な兼職）
なし

選任理由

林田氏は、大型システム開発プロジェクトマネジメントにおける経験を豊富に持つとともに、経営及び組織経営に関する豊富な経験と知識を有しております。これらの経験及び実績を生かして、同氏は当社代表取締役副社長COOとして業務執行体制強化、プロジェクト推進及び管理体制の強化等をおこなってまいりました。今後も取締役会の意思決定を通じ、企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

所有する当社株式数 一株

取締役会出席回数 12/12回（100%）

候補者番号 3 ^{いし} ^{ぐろ} ^ふ ^じ ^よ 石黒 不二代 (1958年2月1日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

- 1999年7月 当社取締役
- 2000年5月 当社代表取締役社長 CEO（現任）
（重要な兼職）
損害保険ジャパン株式会社 社外取締役
マネックスグループ株式会社 社外取締役

選任理由

石黒氏は、当社創業者であり、インターネット技術を用いた新しいビジネスモデルやサービスモデルに対する豊富な経験と知識を有しています。当社代表取締役社長CEOとして連結グループ全体の経営方針や事業戦略の方針立案、決定およびその遂行において重要な役割を果たしてきた能力を、当社の持続的な企業価値創出に活かすことを期待できると判断し、取締役候補者としております。

所有する当社株式数 507,918株

取締役会出席回数 12/12回（100%）

候補者番号 4 望月 修一 (1968年10月19日生)

新任

非執行

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

略歴、当社における地位および担当

- 1992年4月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）入社
- 2008年7月 同流通・サービス事業本部部長
- 2013年6月 同第三法人事業本部メディア・エンターテインメントビジネスユニット 情報ビジネス統括部長
- 2014年4月 同第三法人事業本部メディア・エンターテインメント事業部 情報ビジネス統括部長
- 2015年4月 同ITサービス・ペイメント事業本部 放送・情報サービス事業部長
- 2016年7月 同ITサービス・ペイメント事業本部 流通サービス事業部長
- 2018年4月 同ITサービス・ペイメント事業本部 F R 事業部長
- 2020年6月 同ITサービス・ペイメント事業本部 副事業本部長（現任）

（重要な兼職）

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
ITサービス・ペイメント事業本部 副事業本部長

選任理由

望月氏は、情報サービスに係る深い知見を持つほか、組織経営に関する豊富な経験と知識を有しております。これらの経験及び実績を生かし、取締役会での意思決定を通じ、企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

所有する当社株式数 一 株

取締役会出席回数 一

候補者番号 5 ^{うち やま} 内山 ^{なお ゆき} 尚幸 (1971年12月15日生)

再任

非執行

略歴、当社における地位および担当

- 1996年4月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社
社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）入社
- 2015年7月 同ITサービス・ペイメント事業本部
部長
- 2016年4月 同ITサービス・ペイメント事業本部
カード&ペイメント事業部
ビジネス企画統括部長
- 2018年4月 同ITサービス・ペイメント事業本部
サービスデザイン統括部長
- 2019年4月 同ITサービス・ペイメント事業本部
SDDX事業部長（現任）
- 2019年6月 当社取締役（現任）
（重要な兼職）
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
ITサービス・ペイメント事業本部 SDDX事業部長

選任理由

内山氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データにおけるペイメント領域の新サービス企画及びリテール・サービス業界をターゲットとしたソリューション企画に関する豊富な経験と知識を有しております。これらの経験及び実績を生かし、中長期視点に立った事業改善等の助言を活発に行っております。今後も取締役会での意思決定を通じ、企業価値向上に寄与することが期待できると判断し、取締役候補者としております。

所有する当社株式数 一株

取締役会出席回数 12/12回（100%）

候補者番号 6 ^{かわ} ^た 川 田 ^{あつし} 篤 (1973年9月8日生)

再任

非執行

社外
独立

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

略歴、当社における地位および担当

- 1999年1月 有限会社オロ(現 株式会社オロ)
設立 代表取締役社長(現任)
- 2010年1月 欧楽科技(大連)有限公司 董事長
- 2012年12月 oRo Vietnam Co.,Ltd.会長
- 2013年12月 oRo Malaysia Sdn.Bhd. Director
(現任)
- 2014年7月 oRo(Thailand) Co.,Ltd.取締役
- 2016年1月 台灣奧樂股分有限公司 董事
- 2016年5月 大連奧樂廣告有限公司 董事長
- 2018年2月 欧楽科技(大連)有限公司 董事
(現任)
- 2018年2月 大連奧樂廣告有限公司 董事(現任)
- 2018年2月 台灣奧樂股分有限公司 董事(現任)
- 2018年6月 当社社外取締役(現任)
- 2018年7月 oRo Digital Asia Sdn. Bhd.
Director (現任)
- 2020年5月 株式会社日宣 社外取締役(現任)
(重要な兼職)
- 株式会社オロ 代表取締役社長
- 株式会社日宣 社外取締役

選任理由及び期待される役割の概要

川田氏は、インターネット関連の技術及びビジネスに関する知見を有しており、また、現役の上場企業代表取締役として、経営に関する経験と知識を有しております。これらの経験及び知見を生かし、当社取締役会において、経営、事業面から多角的な発言を行っております。今後もIT企業経営者としての知見を生かし当社経営の監督、助言を頂くことを期待できると判断し、社外取締役候補者としております。

所有する当社株式数 10,948株

取締役会出席回数 12/12回(100%)

注)

1. 佐々木裕彦、石黒不二代氏及び川田篤氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 林田敏之氏、望月修一氏及び内山尚幸氏は、上記略歴のとおり株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(当社親会社)において、過去10年間同社の業務執行者として各役職を歴任しております。また、当社は同社との間に業務委託等の取引関係があります。
3. 川田篤氏は社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。また、同氏は株式会社オロの代表取締役社長を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な利害関係はありません。なお、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当社は、引き続き契約を継続する予定です。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定です。

4. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要は、被保険者による職務執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る損害賠償請求に対し、被保険者及び会社が被る損害（会社訴訟、代表訴訟敗訴時を含む）をてん補するものです。ただし、被保険者の故意や不法行為に起因する損害についてはてん補されません。なお、当該保険契約にかかる保険料の全額を当社が負担しております。
5. 所有する当社株式数については、当社役員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。
6. 本議案においては、監査等委員会による意見はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、後藤恒久氏は辞任いたします。本議案は、その補欠として、次のとおり、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

候補者

高木 真也 (1957年10月6日生)

新任

略歴、当社における地位および担当

1980年4月 日本電信電話公社入社
 1988年7月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）へ移行
 2003年4月 同法人ビジネス事業本部 交通・エネルギービジネスユニット長
 2004年7月 同法人ビジネス事業本部 副事業本部長
 2007年10月 同法人ビジネス推進部長
 2008年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 代表取締役社長
 2011年6月 株式会社クエエ 代表取締役社長（現任）
 （重要な兼職）なし

取締役候補者とした理由

高木氏は、企業経営に関する豊富な実績があり、その幅広い視点と経験を生かして、当社の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

所有する当社株式数 1株

取締役会出席回数 -

注)

- 高木真也氏は監査等委員である取締役後藤恒久氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、後藤氏の任期が満了する2022年6月開催予定の第23回定時株主総会終結の時点となります。
- 高木真也氏は、過去10年間に於いて株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（当社親会社）の子会社の業務執行者を歴任しております。
- 高木真也氏は、本議案が承認された場合、常勤の監査等委員である取締役に選定する予定です。
- 当社は、全ての従業員および取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要は、被保険者による職務執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る損害賠償請求に対し、被保険者および会社が被る損害（会社訴訟、代表訴訟敗訴時を含む）をてん補するものです。ただし、被保険者の故意や不法行為に起因する損害についてはてん補されません。なお、当該保険契約にかかる保険料の全額を当社が負担しております。
- 本議案においては、監査等委員会の同意を得ております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は新型コロナウイルスの感染拡大を受けて大きく揺れ動きました。緊急事態宣言下における外出自粛、各種エンターテインメント活動の中止、緊急事態宣言終了後における経済活動の再開と感染再拡大による再度の緊急事態宣言発出と、新型コロナウイルスの影響により経済活動は大きな停滞を強いられることになりました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、消費者の行動にも大きな変化を与え、新たなビジネスチャンスも生み出しております。企業活動のテレワーク化、学習コミュニケーションのオンライン化、Electronic Commerce (EC) による取引増加、フードデリバリーサービスの急速拡大等、外出をしないことを前提とした新しい生活様式の急速な広がりに対して、独自の顧客基盤とECシステムを整備し、消費者に商品を直接販売する”Direct to Consumer” (D2C) 等、デジタル技術を用いて製品やサービス、ビジネスモデルを変革するデジタルトランスフォーメーション (DX) に取り組む企業が増加してきております。

当連結会計年度において、当社グループは、拡大する企業のデジタル投資に対応したサービスの拡充を行う一方、従業員の安全を最優先とするために業務をテレワーク中心に切り替え、マーケティングや営業活動、プロジェクト業務のオンライン化を推進すると共に、業務効率の向上にも取り組んでまいりました。サービス面においては、企業のデジタルマーケティング運用をサポートする支援サービスとして、「アップデート型Webサイト運用サービス」、「Webサイト運用業務診断サービス」を開始し、2020年11月には小売業界を対象にしたスマートフォンアプリの開発支援を行う「次世代の買い物体験アプリ支援サービス」を開始いたしました。

営業面においては、新型コロナウイルス感染拡大により広告を中心にマイナス影響を受けたものの、企業のデジタル投資の活性化を受け第3四半期以降の受注は総じて堅調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高5,611百万円（前連結会計年度比2.7%増）、営業利益172百万円（前連結会計年度は営業損失77百万円）、経常利益171百万円（前連結会計年度は経常損失77百万円）となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税を21百万円、法人税等調整額を△52百万円計上したこと等から200百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失68百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は21百万円であります。その主なものは、社内利用システムの取得11百万円、ネットワーク機器等の設備投資額4百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より250百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2018年 3 月期)	第 20 期 (2019年 3 月期)	第 21 期 (2020年 3 月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2021年 3 月期)
売 上 高(千円)	6,189,938	5,513,655	5,465,836	5,611,322
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親 会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	312,931	△83,585	△68,252	200,193
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損 失 (△)	44.71	△11.94	△9.75	28.60
総 資 産(千円)	3,203,880	2,742,091	2,712,958	3,149,351
純 資 産(千円)	2,062,849	1,958,483	1,856,243	2,037,649
1 株当たり純資産額 (円)	290.72	275.34	262.33	287.88

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2018年 3 月期)	第 20 期 (2019年 3 月期)	第 21 期 (2020年 3 月期)	第 22 期 (当事業年度) (2021年 3 月期)
売 上 高(千円)	4,111,298	3,403,531	3,493,091	3,409,902
当期純利益又は当期 純 損 失 (△) (千円)	169,046	△133,342	40,191	263,982
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損 失 (△)	24.15	△19.05	5.74	37.72
総 資 産(千円)	2,547,443	2,073,285	2,195,625	2,315,988
純 資 産(千円)	1,816,220	1,658,140	1,673,433	1,916,018
1 株当たり純資産額 (円)	259.11	236.62	239.10	273.76

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況及び親会社との間の取引に関する事項

当社の親会社は株式会社エヌ・ティ・ティ・データで、当社の議決権の48.5%（株式数3,395,701株）を保有しております。また、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの親会社はNTT株式会社であり、NTT株式会社の親会社は日本電信電話株式会社であるため、NTT株式会社及び日本電信電話株式会社も当社の議決権の48.5%（株式数3,395,701株）を間接所有しており、当社の親会社であります。

当社は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対して、当社サービスを提供しております。当社と株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、独立当事者間取引と同様の取引条件にて取引を行うことを約す契約を締結しております。これらの取引については、市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議により決定しており、当社取締役会においても同様の理由により当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

当社は、自ら経営責任を負って独立した事業経営を行っておりますが、事業運営における重要な事項については、株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの協議、もしくは株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対する報告を行っております。ただし、日常の事業運営では、相互に自主・自律性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ち、持続的な成長及び発展を図り、業績の向上に努めています。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社トライバルメディアハウス	37百万円	92.5%	ソーシャルメディアマーケティング支援

③ 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、短期的な業績の向上、中長期的な企業価値の向上を遂げるため、以下の主要課題に取り組んでまいります。

① 人材採用と育成

当社収益は人材の質と量に大きく依存しております。デジタルマーケティング業界へ参入する企業が増え、競争環境が激化するに従い、人材の確保は困難になってきております。当社グループは、先進的な事例や実績等の情報発信を通じた広報活動の強化により、業界内外におけるプレゼンスを向上することで優秀な人材の採用に努めるとともに、教育やモチベーションマネジメントおよび働き方改革の推進による職場環境の改善等の施策により、離職率の低減と人材の質の向上を目指してまいります。

② 総合的なデザイン力の強化

当社グループは、デジタル技術を活用した新たな顧客体験を創出し、顧客企業と消費者の間の感情的な結びつきを強固にすることを目指しております。その実現のためには、ウェブサイトやアプリケーションのようなデジタル領域のデザインに留まらず店舗等のリアル領域でのデザイン力の強化が必要となってきます。当社グループは、外部人材の活用や他社との協業を通じて、総合的なデザイン力の強化を進めてまいります。

③ プロジェクト収益性の強化

プロジェクトの大型化、基幹システムとの連携等、デジタルマーケティング関連のプロジェクト業務は高度化しており、工期遅延、コスト超過等が発生するリスクは高まっております。当社グループは、受注から納品までの業務プロセスの継続的な整備・運用、従業員教育によるプロジェクトマネジメントの強化を行うと共に、戦略的パートナーシップを締結するアライアンスパートナーの選定、関係強化等を通じ、購買マネジメントの強化を進めてまいります。

④ 収益の安定化

当社グループは、受託サービスにおいて顧客企業の検収が特定月に集中することから売上及び利益に大幅な季節変動が発生する傾向にあります。季節変動を伴わない継続的サービスの強化、適切なアウトソーシング、営業・制作人員の柔軟な配置による固定費の適正化等を通じて、収益の安定化に取り組んでまいります。

⑤ さらなる成長基盤の確保

現在、当社グループの事業は、主に大企業を対象としたプロジェクト型の受託サービスが中心になっております。さらなる成長基盤の確保のために、サービスの汎用化、SaaS等の資本集約ビジネスへの投資等を通じて、さらなる成長基盤の確保に取り組んでまいります。

⑥ NTTデータグループとの協業強化

当社グループは、中長期的な企業価値向上のため、当社グループが持つ顧客体験設計のノウハウと、NTTデータグループが持つシステム構築力を融合することにより、新たなサービスの創出、新規顧客の開拓および大口顧客の取引拡大を通じて両社の協業を強化してまいります。

⑦ 従業員の健康、安全の確保

当社グループは、新型コロナウイルスの感染予防及び従業員の安全確保を最優先とするために、2020年3月よりテレワーク中心の勤務形態に移行しております。一方、勤務形態の変更により、テレワークにおける労務管理、メンタルケア等の新たな労務課題も生じております。当社は、引き続き従業員の安全確保を最優先とし、勤務形態の変更により生じる新たな課題の解決を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業内容	サービス内容
S I P S 事業	顧客企業に対して、インターネットを中核に据えた新規事業開発やマーケティング戦略の提案・実践

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都中央区
子 会 社	株式会社トライバルメディアハウス	東京都中央区

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
298名	8名減

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は、その総数が使用人数の100分の10未満であるため記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
186名	3名減	38.8歳	5.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は、その総数が使用人数の100分の10未満であるため記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	100百万円
株式会社三菱UFJ銀行	100百万円
株式会社三井住友銀行	50百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、当社がその発行済株式総数の92.5%を保有する、当社連結子会社である株式会社トライバルメディアハウスの株式すべてを譲渡することを決議し、2021年4月2日に株式を譲渡いたしました。

なお、本株式譲渡に関する詳細は連結計算書類の連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」及び計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 25,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,999,000株 (自己株式113株を含む) |
| ③ 株主数 | 3,589名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エ ヌ ・ テ イ ・ テ イ ・ デ ー タ	3,395,701株	48.51%
石 黒 不 二 代	496,100株	7.08%
佐 々 木 裕 彦	170,500株	2.43%
鈴 木 智 博	133,000株	1.90%
内 田 善 久	132,400株	1.89%
北 村 福 一	116,100株	1.65%
伊 藤 僚 祐	93,500株	1.33%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	65,600株	0.93%
船 山 益 宏	53,000株	0.75%
松 井 証 券 株 式 会 社	45,500株	0.65%

(注) 持株比率は、自己株式 (113株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO	石黒 不二代	損害保険ジャパン株式会社 社外取締役 マネックスグループ株式会社 社外取締役
代表取締役副社長 COO	林田 敏之	なし
取締役	有馬 勲	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 常務執行役員 ITサービス・ペイメント事業本部長
取締役	内山 尚幸	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ITサービス・ペイメント事業本部 SDDX事業部長
取締役	龍神 巧	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ITサービス・ペイメント事業本部 SDDX事業部 マーケティングデザイン統括部長
取締役	川田 篤	株式会社オロ 代表取締役社長 株式会社日宣 社外取締役
取締役（監査等委員）	後藤 恒久	株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム 代表取締役常務
取締役（監査等委員）	古田 利雄	弁護士法人クレア法律事務所 代表弁護士 株式会社キャンパス 社外取締役（監査等委員） 株式会社トランザクション 社外取締役
取締役（監査等委員）	芦澤 美智子	横浜市立大学 国際商学部 准教授 横浜市立大学 国際マネジメント研究科（大学院） 准教授 NECネットエスアイ株式会社 社外取締役 日本発条株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役川田篤氏ならびに取締役（監査等委員）古田利雄氏および芦澤美智子氏は、社外取締役であります。
2. 芦澤美智子氏は過去に公認会計士登録の経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）古田利雄氏および芦澤美智子氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は内部監査部門を監査等委員の補助従業員として指名し、監査等委員会がその監督を行うことで、日常的なモニタリングを監査活動に活かした実効性の高い監査ができると判断しており、常勤の監査等委員を設置していません。
5. 当社は社外取締役と、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
6. 当社は、全ての取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要は、被保険者による職務執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る損害賠償請求に対し、被保険者および会社が被る損害（会社訴訟、代表訴訟敗訴時を含む）をてん補するものです。ただし、被保険者の故意や不法行為に起因する損害についてはてん補されません。なお、当該保険契約にかかる保険料の全額を当社が負担しております。

② 当事業年度に係る会社役員の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3 (1)	千円 38,892 (3,600)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	10,350 (7,200)
合 計 （うち社外取締役）	6 (3)	49,242 (10,800)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第17回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）5名を対象に年額120百万円以内（うち、社外取締役1名を対象に12百万円）、取締役（監査等委員）3名を対象に、年額36百万円以内と決議いただいております。
2. 当事業年度末取締役（監査等委員を除く）6名のうち取締役（監査等委員を除く）3名は無報酬であり、上記の支給人員には含まれておりません。
3. 上記報酬額は、全額が定期同額給与であり、業績連動報酬、非金銭報酬は支払っておりません。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日付取締役会の決議により、役員報酬の算定方法について以下のように定めております。また、取締役会は当該年度に係る取締役の個人別報酬について、その決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

- ①個人別報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針および取締役報酬を与える時期または条件の決定に関する方針
 役職、職責、営業利益や当期純利益等の定量目標達成状況及び事業計画等の定性目標達成状況等にもとづき、年間に支払う額を定め、定期同額給与として支払う
- ②取締役報酬の決定を代表等に委任する場合についての事項
- 1.地位及び担当
代表取締役社長
 - 2.権限の内容
株主総会で決議された総額の範囲内での定期同額給与としての個別報酬の決定
 - 3.委任された者が権限を適切に行使するようにするための措置がある場合はその内容
報酬決定に先立ち、親会社及び監査等委員会と協議を行う

ハ. 取締役の個人報酬の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長石黒不二代に対し、業務執行取締役の監督者として、その役職、職責、営業利益や当期純利益等の定量目標達成状況及び事業計画等の定性目標達成状況等にもとづき、定期同額給与として支払う報酬額の決定を委任しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

〔① 取締役の状況〕に記載のとおりであります。なお、いずれの取締役についても、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 川 田 篤	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、経営やシステム開発分野における高い見識と知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員） 古 田 利 雄	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回すべてに出席し、審議に必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 芦 澤 美 智 子	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、経営や会計分野における高い見識と知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回すべてに出席し、審議に必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、過年度の監査計画と実績の分析・評価を行い、社内関係部署や会計監査人からの報告も受けた上で、今年度の監査計画における監査内容・時間・配員計画を確認し、監査報酬の推移を確認し、報酬額の見積りの相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行いました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、収益認識基準適用に向けた助言・指導業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、2021年3月31日現在、会計監査人との間で当該契約は締結しておりません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」について、次のように決議しております。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 役員及び従業員の一人一人が、当社の経営管理の基本原則を理解し、適法かつ倫理的な判断を下すことができるよう、「ネットイヤーグループ倫理規程」を定め、その周知徹底を行う。
 2. 取締役会は、取締役会規程に則り、取締役会を定期的で開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、業務執行に携わる執行役員の監督を行う。
 3. 監査等委員会は、監査等委員会規程に則り、監査等委員会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役、執行役員及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 4. 取締役会が指名する執行役員により構成される経営会議は、経営会議規程に則り、当社及び子会社の業務執行及び取締役より委嘱された事項について審議及び決定を行い、また、代表取締役に対して、助言・提言を行う。
 5. 社外取締役は取締役会の監督機能の強化を行うとともに少数株主の利益の保護に努める。
 6. 業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の内部監査部門を設置し、内部監査を実施する。
 7. 内部通報規程を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。
 2. 「文書規程」を定め、株主総会、取締役会及び経営会議に関する議事録その他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理する
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、危機管理規程を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定める。
 2. 執行役員は、担当業務における個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を定めるとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応を行い、取締役会にその内容を適宜報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にする。
 2. 執行役員は、取締役会によって定められた計画及び目標を達成するために、具体的施策を策定・実施し、取締役会に報告を行う。
 3. 取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行う。
- ⑤ 当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社は、親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの関係において、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、同社グループ間の取引等については、法令及び社内規程に従い適切に行うことを基本方針とする。
 2. 当社は、ネットイヤーグループ倫理規程を当社及び子会社に適用し、当社及び子会社の法令遵守及び業務の適正を確保する。
 3. 当社は、グループ管理規程を定め、子会社の重要な決議事項は事前に当社経営会議及び取締役会において協議をし、承認を行う。子会社の規程は、当該規程の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行う。
 4. 当社は、子会社の取締役及び監査役には当社の役員又は従業員を選任することにより企業集団内の情報伝達を推進する。また、当社経営会議は、子会社の業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性等の監視、監督を行うとともに、当社取締役会にその状況について定期的に報告を行う。
 5. 当社は、当社の内部監査部門による子会社の内部監査を行う。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び、その従業員の取締役からの独立性に関する事項
1. 監査等委員が必要と認めた場合又は常勤の監査等委員を設置しない場合は、従業員を監査等委員の補助にあたらせる。
 2. 監査等委員補助従業員を設置した場合は、当社は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知する。
 3. 監査等委員補助従業員の人事評価については、監査等委員会委員長の同意を要するものとする。
 4. 監査等委員補助従業員は、監査等委員の職務を補助するに際して、もっぱら監査等委員の指揮命令に従うものとする。

- ⑦ 取締役及び従業員が監査等委員会委員長に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
1. 監査等委員会が選定する監査等委員又は監査等委員会が指名する監査等委員補助従業員が、経営会議をはじめとする当社の重要会議に出席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査等委員会に報告する。
 2. 内部通報規程を定め、不正行為に関する通報を受け付ける窓口は通報された内容を監査等委員会に報告する。また、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、当社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止する。
 3. 代表取締役社長及び執行役員は、定期的又は求めに応じて、担当する業務のリスクについて監査等委員会に対して報告する。
- ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 代表取締役社長は、監査等委員会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査等委員が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備する。
 2. 監査等委員は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について当社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができる。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に当社に償還を請求することができ、当社は、当該請求にかかわる費用が監査等委員の職務執行に必要ではないことを証明した場合を除き、これを拒まないものとする。
 3. 監査等委員補助従業員が監査等委員を補助することを目的として支出する費用については、前項の定めを準用する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
1. ネットイヤーグループ倫理規程において、当社グループ役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもたず、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。
 2. 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底する。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備としておりますが、その基本方針に基づき、以下の取り組みを行っております。

① 取締役の職務執行

取締役会規程に基づき取締役会を定期的に開催し、当社及び子会社の法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定・業務執行状況の報告等、経営に関する重要事項を決定しております。当事業年度においては取締役会を12回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査等委員の職務執行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき、補助従業員である内部監査部門と連携の上、経営会議をはじめとする重要な会議等における意思決定の過程及び内容、業務執行に関する重要な書類等、取締役及び執行役員の職務執行の状況並びに会社の業務及び財産の状況を監査しております。なお、監査等委員会を当事業年度においては12回開催し、必要に応じて代表取締役と意見交換を実施しております。また会計監査人と定期的に面談し、監査結果の報告を受け、経営上の重要事項について定期的に情報交換等を行っており、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ 執行役員による職務執行及び経営会議の開催

原則として週1回、執行役員による経営会議を開催し、取締役会から委嘱を受けた事項の決議及びその他の業務執行に関わる事項についての協議及び決議を行っております。経営会議において協議した事項については、取締役会に報告し、必要に応じて執行役員が取締役会に出席、報告を行っております。

④ 子会社業務の適正を確保するための体制の運用

原則として月1回、子会社取締役会を開催し、子会社における業務状況を確認し、重要な事項の決議を行っております。当社取締役2名が子会社の取締役を兼務するとともに、当社従業員1名が子会社の監査役を兼務することで、管理監督を行っております。また、当社監査等委員である取締役は子会社監査役と随時協議を行うことで、子会社における業務適正性の確認を行っております。

⑤ 役職員の教育

コンプライアンスを徹底するために、従業員に対して当社グループの入社時において研修の機会を設け、ネットイヤーグループ倫理規程、インサイダー取引の防止、情報セキュリティに関する教育を定期的を実施しております。

⑥ 反社会的勢力の排除について

当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会しており、定時連絡会に参加する等、関係機関とも連携のうえ情報収集を行い、反社会的勢力を排除する取り組みを継続的に実施しております。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の評価については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑みて策定した監査実施計画書に基づいて毎期の決算時に行っており、内部統制部門が業務プロセスの実施者と一緒にリスクや対応の見直しを行い、内部統制システムの質的向上をはかっております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的で継続的な配当を行っていくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針及び業績等を勘案の上、1株あたり3.25円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,815,185	流 動 負 債	1,091,282
現金及び預金	1,442,789	買掛金	389,648
受取手形及び売掛金	1,243,682	短期借入金	250,000
仕掛品	27,442	リース債務	4,977
貯蔵品	1,544	未払金	63,921
その他の	99,727	未払法人税等	27,342
固 定 資 産	334,165	未払消費税等	90,043
有形固定資産	4,198	前受収益	36,827
器具及び備品	4,198	賞与引当金	145,298
無形固定資産	29,664	その他の	83,223
ソフトウェア	10,086	固 定 負 債	20,419
リース資産	13,389	リース債務	10,097
その他の	6,188	その他の	10,321
投資その他の資産	300,302	負 債 合 計	1,111,701
投資有価証券	22,926	純 資 産 の 部	
敷金・保証金	175,399	株 主 資 本	2,015,094
繰延税金資産	101,976	資本金	570,966
その他の	0	資本剰余金	651,875
資 産 合 計	3,149,351	利益剰余金	792,331
		自己株式	△78
		その他の包括利益累計額	△280
		その他有価証券評価差額金	△280
		非支配株主持分	22,835
		純 資 産 合 計	2,037,649
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,149,351

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		5,611,322
売上原価		4,570,647
売上総利益		1,040,674
販売費及び一般管理費		868,223
営業利益		172,450
営業外収益		
受取利息及び配当金	305	
受取賃貸料	374	
その他	360	1,039
営業外費用		
支払利息	182	
為替差損	428	
支払手数料	1,246	
その他	48	1,906
経常利益		171,584
税金等調整前当期純利益		171,584
法人税、住民税及び事業税	21,438	
法人税等調整額	△52,658	△31,220
当期純利益		202,804
非支配株主に帰属する当期純利益		2,611
親会社株主に帰属する当期純利益		200,193

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	570,966	651,875	614,884	△78	1,837,647
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△22,746		△22,746
親会社株主に帰属する 当期純利益			200,193		200,193
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	177,446	-	177,446
当連結会計年度末残高	570,966	651,875	792,331	△78	2,015,094

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△1,628	△1,628	20,224	1,856,243
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△22,746
親会社株主に帰属する 当期純利益				200,193
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	1,348	1,348	2,611	3,959
当連結会計年度変動額合計	1,348	1,348	2,611	181,406
当連結会計年度末残高	△280	△280	22,835	2,037,649

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社トライバルメディアハウス

② 主要な非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 Tribal Media House Technology Lab Company Limited

③ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 Tribal Media House Technology Lab Company Limited

② 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

(主な耐用年数)

建物	8～18年
器具及び備品	4～15年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

・自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ. リース資産

定額法によっております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする方法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支払見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却し、重要性の乏しいものは発生時に一括償却することとしております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額
(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	101,976

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産の認識にあたり、将来課税所得を減額できる可能性が高いと見込まれる将来減算一時差異及び繰越欠損金について繰延税金資産を計上しております。2022年3月期の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が収束に向かっておらず、経済の先行きは依然として不透明な状況が続くと予想されます。一方、生活者行動の大きな変化に伴い、企業活動は店舗からECへ、オフィスからリモートへ、非対面化が加速しており、デジタル技術を用いて製品やサービス、ビジネスモデルを変革するデジタルトランスフォーメーション(DX)に取り組む企業が増加しております。新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響が鎮静化する時期の予測は大変困難であり、その時期によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。顧客企業のDX推進の動きは引き続き加速して行くと考えており、当社グループの受注に対する影響は総じて限定的と仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する見積りの不確実性は高く、上記仮定に変化が生じた場合には、翌連結会計年度において、繰延税金資産の取り崩しが必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 3,795千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,999,000株	一株	一株	6,999,000株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年5月12日開催の定時取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	22,746千円
・1株当たり配当額	3.25円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月24日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2021年5月11日開催の定時取締役会において次のとおり決議いたしました。

・配当金の総額	22,746千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	3.25円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月24日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、事業投資機会までの待機資金として、安全性を優先に流動性を確保しながら機会損失を軽減することを目的に、主に短期的な預金で運用しております。資金調達については、必要時には様々な調達手段の中から事業環境や市場環境に応じた最適な手段を選択することとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金・保証金は、主に本社を賃借する際に支出したものであり、差入先の信用リスクが存在します。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヵ月程度の支払期日であります。

借入金は、安定的な資金残高を確保するための資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場価格の変動リスクの管理

当社は、資金運用管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
① 現金及び預金	1,442,789	1,442,789	－
② 受取手形及び売掛金	1,243,682	1,243,682	－
③ 投資有価証券			
その他有価証券	7,033	7,033	－
④ 敷金・保証金	175,399	187,331	11,932
⑤ 買掛金	(389,648)	(389,648)	－
⑥ 短期借入金	(250,000)	(250,000)	－
⑦ 未払金	(63,921)	(63,921)	－

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

④ 敷金・保証金

時価については、本社の敷金から将来の発生が予想される原状回復費見込額を控除したものに對し、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっております。

⑤ 買掛金、⑥ 短期借入金、⑦ 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 子会社株式（連結貸借対照表計上額15,892千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 287円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 28円60銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(子会社株式の譲渡)

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、当社がその発行済株式総数の92.5%を保有する、当社連結子会社である株式会社トライバルメディアハウス（以下「TMH」）の株式すべてを譲渡することを決議し、2021年4月2日に株式を譲渡いたしました。なお、本株式譲渡に伴い、TMHは当社の連結子会社から除外されることとなります。

(1) 株式譲渡の理由

当社はオウンドメディア（自社Webサイトやアプリなど企業が自ら保有するメディア）上でのデジタルマーケティング支援サービスを主要事業領域としておりましたが、2008年12月に宣伝販促分野への参入及びソーシャルメディアを活用したマーケティング支援サービスのノウハウ獲得を目的として、TMH株式を取得し連結子会社化し、以来TMHはソーシャルメディア及び広告領域を中心に事業を伸張してまいりました。しかしながら、オウンドメディア案件とソーシャルメディア案件に必要とされる専門性がそれぞれ高まり、資本提携により意図したような両社共同案件は減少し、当社及びTMHのグループシナジー効果を十分に得ることができない状況が続いておりました。

一方、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化を契機として、店舗からECへ、オフィスからリモートへと、消費活動や企業活動はオンラインチャネルへ急速に移行、B2C・B2Bの違いなく企業のインターネット活用の重要性は劇的に増してきております。

これらの事業環境の中、当社は、2019年2月に株式会社エヌ・ティ・ティ・データの連結子会社となり、過年度において課題であったプロジェクト品質、コスト構造等の企業体質改善に取り組んでまいりましたが、当期において一定の成果が得られたことから、改めて、今後の重点成長領域及び投資領域をEC、コーポレートサイトまたは店舗といったオンラインとオフラインの垣根のない顧客体験の実現と定め、当該重点成長領域に経営資源を集中し、投資の選択と集中および資本効率の向上により、成長速度を上げることを目的としてTMH株式を売却することを決定いたしました。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

池田 紀行

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社

株式会社クオラス

i-nest1号投資事業有限責任組合

みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合

HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND投資事業有限責任組合

三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合

(3) 株式譲渡の時期

- | | |
|-------------|------------|
| ① 取締役会決議日 | 2021年3月25日 |
| ② 株式譲渡契約締結日 | 2021年4月1日 |
| ③ 株式譲渡日 | 2021年4月2日 |

(4) 当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引関係

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 名称 | 株式会社トライバルメディアハウス |
| ② 事業内容 | ソーシャルメディアマーケティング支援 |
| ③ 当社との取引内容 | ASPサービスの仕入、事務所・設備の賃貸 |

(5) 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

- | | |
|------------|----------------|
| ① 譲渡株式数 | 1,000株 |
| ② 譲渡価額 | 700,000千円 |
| ③ 譲渡に伴う損益 | 409,373千円 (利益) |
| ④ 譲渡後の持分比率 | －% |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,874,598	流 動 負 債	389,648
現金及び預金	1,073,714	買掛金	158,672
電子記録債権	4,458	未払金	45,749
売掛金	676,126	未払費用	8,811
仕掛品	24,115	未払法人税等	27,142
貯蔵品	1,501	未払消費税等	42,389
前払費用	75,625	預り金	10,763
その他	19,057	前受収益	28,227
固 定 資 産	441,390	賞与引当金	67,891
有 形 固 定 資 産	4,143	固 定 負 債	10,321
器具及び備品	4,143	その他の	10,321
無 形 固 定 資 産	15,406	負 債 合 計	399,970
ソフトウェア	10,086	純 資 産 の 部	
その他	5,320	株 主 資 本	1,916,298
投 資 其 他 の 資 産	421,840	資本金	570,966
投資有価証券	7,033	資本剰余金	651,875
関係会社株式	95,400	資本準備金	606,391
敷金・保証金	175,399	その他資本剰余金	45,483
繰延税金資産	144,007	利 益 剰 余 金	693,535
その他	0	その他利益剰余金	693,535
資 産 合 計	2,315,988	繰越利益剰余金	693,535
		自 己 株 式	△78
		評価・換算差額等	△280
		その他有価証券評価差額金	△280
		純 資 産 合 計	1,916,018
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,315,988

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,409,902
売 上 原 価	2,758,514
売 上 総 利 益	651,387
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	511,017
営 業 利 益	140,369
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,597
受 取 賃 貸 料	8,086
そ の 他	239
営 業 外 費 用	
賃 貸 費 用	8,816
支 払 手 数 料	1,246
そ の 他	16
経 常 利 益	140,215
税 引 前 当 期 純 利 益	140,215
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	21,238
法 人 税 等 調 整 額	△145,006
当 期 純 利 益	263,982

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	570,966	606,391	45,483	651,875	452,299	452,299	△78	1,675,062
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△22,746	△22,746		△22,746
当 期 純 利 益					263,982	263,982		263,982
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	241,236	241,236	—	241,236
当 期 末 残 高	570,966	606,391	45,483	651,875	693,535	693,535	△78	1,916,298

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,628	△1,628	1,673,433
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△22,746
当 期 純 利 益			263,982
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,348	1,348	1,348
当 期 変 動 額 合 計	1,348	1,348	242,584
当 期 末 残 高	△280	△280	1,916,018

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ① 仕掛品 個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法によっております。
（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
（主な耐用年数）
建物 8～18年
器具及び備品 4～15年
- ② 無形固定資産 定額法によっております。
（主な耐用年数）
自社利用のソフトウェア 5年
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支払見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	144,007

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産の認識にあたり、将来課税所得を減額できる可能性が高いと見込まれる将来減算一時差異及び繰越欠損金について繰延税金資産を計上しております。2022年3月期の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が収束に向かっておらず、経済の先行きは依然として不透明な状況が続くと予想されます。一方、生活者行動の大きな変化に伴い、企業活動は店舗からECへ、オフィスからリモートへ、非対面化が加速しており、デジタル技術を用いて製品やサービス、ビジネスモデルを変革するデジタルトランスフォーメーション(DX)に取り組む企業が増加しております。新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響が鎮静化する時期の予測は大変困難であり、その時期によっては当社の業績に影響を与える可能性があります。顧客企業のDX推進の動きは引き続き加速して行くと考えており、当社の受注に対する影響は総じて限定的と仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する見積りの不確実性は高く、上記仮定に変化が生じた場合には、翌事業年度において、繰延税金資産の取り崩しが必要となる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 961千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| ① 短期金銭債権 | 181,183千円 |
| ② 短期金銭債務 | 27,039千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|-----------------|-----------|
| ① 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 626,247千円 |
| 売上原価・販売費及び一般管理費 | 185,246千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 9,381千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	113株	－株	－株	113株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	(千円)
賞与引当金	20,788
敷金償却費	15,693
減価償却費	13,651
未払事業税	3,862
未払費用	2,851
未払事業所税	1,495
繰越欠損金	127,801
その他	85
繰延税金資産小計	186,231
評価性引当額	△38,321
繰延税金資産合計	147,909
繰延税金負債	
前払費用	2,997
未収還付事業税	905
繰延税金負債合計	3,902
繰延税金資産の純額	144,007

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 2	科目	期末残高 (注) 2
親会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	被所有 直接 48.5%	サービスの提供	サービスの提供 (注) 1	609,396	売掛金	172,096

- (注) 1. サービスの提供については、市場の実勢価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2)子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 3	科目	期末残高 (注) 3
子会社	株式会社トライバルメディアハウス	所有 直接 92.5%	サービスの仕入 資金の援助 役員の兼任	ASPの仕入 (注) 1	74,577	買掛金	23,361
				資金の貸付 (注) 2	100,000	未払金	187
				資金の返済	250,000	—	—
				利息の受取	1,295	—	—
				賃貸収入	8,086	未収入金	632

- (注) 1. 仕入については、市場の実勢価格等を勘案して発注先及び価格を決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 273円76銭
(2) 1株当たり当期純利益 37円72銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(子会社株式の譲渡)

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、当社がその発行済株式総数の92.5%を保有する、当社連結子会社である株式会社トライバルメディアハウス（以下「TMH」）の株式すべてを譲渡することを決議し、2021年4月2日に株式を譲渡いたしました。なお、本株式譲渡に伴い、TMH当社の連結子会社から除外されることとなります。

(1) 株式譲渡の理由

当社はオウンドメディア（自社Webサイトやアプリなど企業が自ら保有するメディア）上でのデジタルマーケティング支援サービスを主要事業領域としておりましたが、2008年12月に宣伝販促分野への参入及びソーシャルメディアを活用したマーケティング支援サービスのノウハウ獲得を目的として、TMH株式を取得し連結子会社化し、以来TMHはソーシャルメディア及び広告領域を中心に事業を伸張してまいりました。しかしながら、オウンドメディア案件とソーシャルメディア案件に必要とされる専門性がそれぞれ高まり、資本提携により意図したような両社共同案件は減少し、当社及びTMHのグループシナジー効果を十分に得ることができない状況が続いておりました。

一方、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化を契機として、店舗からECへ、オフィスからリモートへと、消費活動や企業活動はオンラインチャネルへ急速に移行、B2C・B2Bの違いなく企業のインターネット活用の重要性は劇的に増してきております。

これらの事業環境の中、当社は、2019年2月に株式会社エヌ・ティ・ティ・データの連結子会社となり、過年度において課題であったプロジェクト品質、コスト構造等の企業体質改善に取り組んでまいりましたが、当期において一定の成果が得られたことから、改めて、今後の重点成長領域及び投資領域をEC、コーポレートサイトまたは店舗といったオンラインとオフラインの垣根のない顧客体験の実現と定め、当該重点成長領域に経営資源を集中し、投資の選択と集中および資本効率の向上により、成長速度を上げることを目的としてTMH株式を売却することを決定いたしました。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

池田 紀行

デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社

株式会社クオラス

i-nest1号投資事業有限責任組合

みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合

HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND投資事業有限責任組合

三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合

(3) 株式譲渡の時期

- | | |
|-------------|------------|
| ① 取締役会決議日 | 2021年3月25日 |
| ② 株式譲渡契約締結日 | 2021年4月1日 |
| ③ 株式譲渡日 | 2021年4月2日 |

(4) 当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引関係

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 名称 | 株式会社トライバルメディアハウス |
| ② 事業内容 | ソーシャルメディアマーケティング支援 |
| ③ 当社との取引内容 | ASPサービスの仕入、事務所・設備の賃貸 |

(5) 譲渡株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

- | | |
|------------|----------------|
| ① 譲渡株式数 | 1,000株 |
| ② 譲渡価額 | 700,000千円 |
| ③ 譲渡に伴う損益 | 604,600千円 (利益) |
| ④ 譲渡後の持分比率 | －% |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

ネットイヤーグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野英樹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下平貴史	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ネットイヤーグループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネットイヤーグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年4月2日において連結子会社である株式会社トライバルメディアハウスの株式すべてを譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

ネットイヤーグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野英樹	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下平貴史	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ネットイヤーグループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年4月2日において連結子会社である株式会社トライバルメディアハウスの株式すべてを譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、補助使用人である内部監査部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

ネットイヤーグループ株式会社 監査等委員会

監査等委員 後藤 恒久

監査等委員 古田 利雄

監査等委員 芦澤 美智子

(注) 監査等委員古田利雄及び芦澤美智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。また、本報告書は、作成後に会社法施行規則第225条2項に定められる電子署名の方法により署名されたものであり、電磁的記録を原本としています。

以上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。